い場合にあっては、リスク係数を８％とする。

CM区分	リスク係数（％）
1	4.8
2	6.0
3	7.8
4	15.8
5	23.5
延滞債権又は差押え中の債権	35.0

2　前項のCM区分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものによるものとする。

一　LTV比率及びDSC比率を入手することができる場合　次の表の比率の区分に応じ、１から５までのCM区分に分類すること。

DSC比率／LTV比率	60％未満	60％以上70％未満	70％以上80％未満	80％以上90％未満	90％以上100％未満	100％以上
60％未満	3	3	3	4	4	5
60％以上80％未満	3	3	3	4	4	5
80％以上100％未満	3	3	3	4	4	5
100％以上120％未満	2	2	3	3	4	4
120％以上140％未満	2	2	3	3	3	3
140％以上160％未満	1	2	2	2	3	3
160％以上180％未満	1	1	1	2	3	3
180％以上200％未満	1	1	1	2	2	2
200％以上	1	1	1	2	2	2

二　LTV比率を入手することができるがDSC比率を入手することができない場合　次の表のLTV比率の区分に応じ、１から４までのCM区分に分類すること。

LTV比率	CM区分
60％未満	1
60％以上80％未満	2
80％以上100％未満	3
100％以上	4

3　前二項のLTV比率は、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た比率をいう（次条及び第百四十二条において同じ。）。

一　基準日時点のエクスポージャーの額（次款に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。）。ただし、抵当権その他の担保権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権その他の担保権の設定者（自らを除く。）の担保に付された不動産により保全された基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二　当該不動産に係る信用供与の実行時点における担保に付された不動産の価値。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

イ　固有の事象により不動産の価値の永続的な減少が明らかな場合

ロ　増改築により不動産の価値が上昇する場合

4　第二項のDSC比率は、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た比率をいう。

一　正味稼働利益の額（ある期間における賃料その他の収入から当該不動産に係る経費を控除した額をいう。）

二　元利金返済額（前号と同一の期間における当該不動産に係る信用供与への元利金の返済額いう。）

（返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存していない居住用以外の不動産に係るもののリスク係数）

第百四十一条　第百三十九条第二号の返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存していない居住用以外の不動産に係るもののリスク係数は、次の表の左欄に掲げるLTV比率の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数とする。ただし、LTV比率を入手できない場合にあっては、LTV比率>60％のLTV比率の区分に応じたリスク係数を用いるものとする。

LTV比率	リスク係数
LTV比率≤60％	取引相手方が該当する第百二十九条第一項第一号から第三号までに掲げる信用エクスポージャーの区分に応じた第百三十八条に規定す